

## 法改正情報

### ～建築物等の解体改修工事で石綿対策の規制が強化～

栃木労働局長より、令和2年9月7日付で「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和2年8月4日基発0804第8号）」の周知依頼がありました。

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます。

詳細は、○厚生労働省「[石綿障害予防規則など関係法令について](#)」を検索し、「石綿障害予防規則」－「関係通知」の中の『石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和2年8月4日基発0804第8号）』を検索してください。

また、パンフレットは「石綿パンフレット」を検索し、当該名の資料を検索してください。